

## 先物・オプションマーケット

### 「先物・オプション取引に係る 証拠金及び値洗い制度の改正」 における委託証拠金制度について

大阪証券取引所は、本年3月の理事会において決定した「先物・オプション取引に係る証拠金及び値洗い制度の改正要綱」に基づき、本年10月29日から取引証拠金の分別管理、追証制度の見直し及び委託証拠金の計算方法の改善を実施した。

以下では、上記の中から改正後の委託証拠金制度について説明する。

#### 1 口座処理方法

改正前、顧客は株価指数先物取引、株価指数オプション取引あるいは株券オプション取引を行う場合、それぞれの口座で処理していたが、改正後、先物・オプション取引は取引所ごとに一つの口座で処理することにする。

#### 2 委託証拠金

##### (1) 最低委託証拠金の廃止

改正前の委託証拠金の最低額600万円は廃止する。

##### (2) 委託証拠金所要額の総額

「委託証拠金所要額の総額」は、商品ごと銘柄ごとに先物取引では売り買い差引建玉、オプション取引では差引売超建玉（いわゆるネット方式）に1単位当たりの委託証拠金額あるいは委託証拠金率を乗じた額の合計額で、次の算式の合計額になる。

「委託証拠金所要額の総額」=①+②+③

##### ① 株価指数先物取引

1単位当たりの委託証拠金額×(売り買い差引建玉)

##### ② 株価指数オプション取引

(証拠金算定基準値段×1千円+1単位当たりの委託証拠金額)×(売建玉-買建玉)

※証拠金算定基準値段は当日のプレミアムの最終値段(最終の気配値段を含む。)または本質的価値

※売建玉が買建玉を上回る場合

※日経300オプション取引については「×1万円」

##### ③ 株券オプション取引

(証拠金算定基準値段+オプション清算値段×1単位当たりの委託証拠金率)×株券オプション1単位の原株の数量×(売建玉-買建玉)

※証拠金算定基準値段は当日のプレミアムの最終値段(最終の気配値段を含む。)または本質的価値

※オプション清算値段は、原株の最終の約定値段(最終の気配値段を含む。)

※売建玉が買建玉を上回る場合

- 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引の1単位当たりの委託証拠金額は、原則として基準日(2月、5月、8月、11月の末日)から前1年間又は3か月間の先物取引(原則として当限)の日々の価格変動幅(当日と前日の清算指数との差)の95%をカバーする額(ただし、日経225の場合は5万円、日経300の場合は1万円の整数倍)に3を乗じた額とし、基準日の翌々月の1日から3か月間適用し、3か月ごとに見直しを行う。なお、10月29日取引分から実施する1単位当たりの委託証拠金額は、日経225先物及びオプション取引では165万円、日経300先物及びオプション取引では21万円である。
- 株券オプション取引の1単位当たりの委託証拠金率は、大証及び東証の株券オプションの原株の価格変動を基に上記に準じて設定する。なお、10月29日取引分から実施する1単位当たりの委託証拠金率は、12%である。

##### (3) 受入証拠金の総額

「受入証拠金の総額」は、先物・オプション取引について顧客から差し入れられた現金又は有価証券の額に、株価指数先物取引における「計算上の損益額」を加減し、顧客の負担すべき額(委託手数料等)で証券会社が必要と認める額を差し引いて計算する。これを算式で示すと次のようになる。

「受入証拠金の総額」=差入証拠金(現金+代用有価証券×掛目)±計算上の損益額-顧客の負担すべき額

- 「計算上の損益額(計算上の利益額又は計算上の損失額)」は、株価指数先物取引における相場の変動に基づく利益とその損失の差引額から後述(6)の計算上の利益額の払出し額を差し引いた損益額(利益額又は損失額)で、すべての建玉について取引当日から

計算する。(以下同じ。)

(4) 委託証拠金の差し入れ、追加差し入れ

顧客は、受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を下回っているときの差額(以下「総額の不足額」という。)又は委託証拠金として差し入れている現金の額が計算上の損失額を下回っているときの差額(以下「現金不足額」)のいずれか大きい額以上に相当する委託証拠金を、取引成立の日又は当該不足額が生じた日から起算して3日目の日の正午までに差し入れなければならない。

総額の不足額：受入証拠金の総額 < 委託証拠金所要額の総額

現金不足額：差入証拠金(現金部分) < 計算上の損失額

- ・ 委託証拠金は有価証券により代用することができる。ただし、株価指数先物取引における計算上の損失額に相当する委託証拠金は現金により差し入れなければならない。
- ・ 総額の不足額又は現金不足額が生じている場合において、顧客が当所の指定する国内の他の証券取引所の先物取引・オプション取引を行っているときは、次のような通算ができる。

① 総額の不足額から、他の証券取引所の定める受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を超えている場合の超過額を控除

② 現金不足額から、他の証券取引所の定めにより引出し可能な委託証拠金として差し入れている現金の額及び計算上の利益額の払出し可能額を控除

(5) 委託証拠金の引出しの制限

証券会社は、受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回る場合を除き、顧客から委託証拠金として差し入れられている現金又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、現金の引出しは、この超過額と現金超過額(差入証拠金の現金の額が計算上の損失額を超えている場合の超過額)のいずれか小さな額に限る。

(6) 計算上の利益額の払出し

証券会社は、株価指数先物取引における相場の変動により顧客に計算上の利益額が生じた場合において、受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回るときは、その超過額を限度として当該計算上の利益額を顧客の請求に応じ現金により払い出すことができる。

《委託証拠金の計算例》

(注)以下の計算例では、計算を簡単にするため委託手数料等の顧客の負担すべき額は考慮しない。また、代用有価証券の評価額は一定とする。

(例1) 株価指数先物取引を行った場合

① 日経225先物12月限 18,000円で2単位買い(当日の清算指数 17,500円)

差入証拠金 = なし

委託証拠金所要額の総額

= 1単位当たりの委託証拠金額

× (売り買い差引建玉)

= 165万円 × (2単位 - 0単位) = 330万円

受入証拠金の総額

= 差入証拠金 ± 計算上の損益額

- 顧客の負担すべき額

= 0万円 + ((17,500円 - 18,000円) × 1千円

× 2単位)

= 0万円 - 100万円 = -100万円

総額の不足額

= 受入証拠金の総額 - 委託証拠金所要額の総額

= -100万円 - 330万円 = -430万円

現金不足額

= 差入証拠金(現金) - 計算上の損失額

= 0万円 - 100万円 = -100万円

(3日目の正午までに委託証拠金430万円(うち100万円は必ず現金)の差入れ必要)

② ①の委託証拠金差入れ後、清算指数が17,300円となった場合

差入証拠金 = 430万円(現金100万円、代用有価証券330万円)

委託証拠金所要額の総額 = 330万円

受入証拠金の総額

= 430万円 + ((17,300円 - 18,000円) × 1千円

× 2単位)

= 430万円 - 140万円 = 290万円

総額の不足額

= 290万円 - 330万円 = -40万円

現金不足額

= 100万円 - 140万円 = -40万円

(3日目の正午までに委託証拠金40万円(現金)の追

加差入れ必要)

- ③ ①の委託証拠金差入れ後、清算指数が18,300円となった場合

差入証拠金=430万円(現金100万円,代用有価証券330万円)

委託証拠金所要額の総額=330万円

受入証拠金の総額

$$= 430万円 + ((18,300円 - 18,000円) \times 1千円 \times 2 \text{ 単位})$$

$$= 430万円 + 60万円 = 490万円$$

総額の不足額

$$= 490万円 - 330万円 = 160万円$$

(差入証拠金及び計算上の利益の額と併せて160万円の引出し可能)

(例2) 株価指数オプション取引を行った場合

- ④ 日経225オプション12月限 17,500円のプット 3単位500円で売り(当日の証拠金算定基準値段 300円)

差入証拠金=なし

委託証拠金所要額の総額

$$= (\text{証拠金算定基準値段} \times 1千円 + 1 \text{ 単位当たりの委託証拠金額}) \times (\text{売建玉} - \text{買建玉})$$

$$= (300円 \times 1千円 + 165万円) \times (3 - 0)$$

$$= 585万円$$

受入証拠金の総額

$$= \text{差入証拠金} \pm \text{計算上の損益額} - \text{顧客の負担すべき額}$$

$$= 0万円 \pm 0万円 = 0万円$$

総額の不足額=受入証拠金の総額-委託証拠金所要額の総額

$$= 0万円 - 585万円 = -585万円$$

(3日目の正午までに委託証拠金585万円(現金又は代用有価証券)の差入れ必要)

- ⑤ ④の委託証拠金の差入れ後、証拠金算定基準値段が700円となった場合

差入証拠金=585万円(現金又は代用有価証券)

委託証拠金所要額の総額

$$= (700円 \times 1千円 + 165万円) \times (3 - 0)$$

$$= 705万円$$

受入証拠金の総額

$$= 585万円 \pm 0万円 = 585万円$$

総額の不足額

$$= 585万円 - 705万円 = -120万円$$

(3日目の正午までに委託証拠金120万円(現金又は代用有価証券)の追加差入れ必要)

- ⑥ ④の委託証拠金の差入れ後、証拠金算定基準値段が100円となった場合

差入証拠金=585万円(現金又は代用有価証券)

委託証拠金所要額の総額

$$= (100円 \times 1千円 + 165万円) \times (3 - 0)$$

$$= 525万円$$

受入証拠金の総額

$$= 585万円 \pm 0万円 = 585万円$$

総額の不足額

$$= 585万円 - 525万円 = 60万円$$

(委託証拠金60万円の引出し可能)

(例3) 株券オプション取引を行った場合

- ⑦ ソニー株式12月限 12,000円コール 1単位400円で売り

(当日の証拠金算定基準値段500円,原株の最終の約定値段12,000円)

差入証拠金=なし

委託証拠金所要額の総額

$$= (\text{証拠金算定基準値段} + \text{オプション清算値段} \times 1 \text{ 単位当たりの委託証拠金率}) \times \text{株券オプション} 1 \text{ 単位の原株の数量} \times (\text{売建玉} - \text{買建玉})$$

$$= (500円 + 12,000円 \times 12\%) \times 100株$$

$$\times (1 \text{ 単位} - 0 \text{ 単位})$$

$$= 19.4万円$$

受入証拠金の総額

$$= \text{差入証拠金} \pm \text{計算上の損益額} - \text{顧客の負担すべき額}$$

$$= 0万円 \pm 0万円 = 0万円$$

総額の不足額

$$= \text{受入証拠金の総額} - \text{委託証拠金所要額の総額}$$

$$= 0万円 - 19.4万円 = -19.4万円$$

(3日目の正午までに委託証拠金19.4万円(現金又は代用有価証券)の差入れ必要)

- ⑧ ⑦の委託証拠金の差入れ後、証拠金算定基準値段700円,原株の最終の約定値段12,300円となった場合  
差入証拠金=19.4万円(現金又は代用有価証券)

## 委託証拠金所要額の総額

$$\begin{aligned} &= (700円 + 12,300円 \times 12\%) \times 100株 \\ &\quad \times (1単位 - 0単位) \\ &= 21.76万円 \end{aligned}$$

## 受入証拠金の総額

$$= 19.4万円 \pm 0万円 = 19.4万円$$

## 総額の不足額

$$= 19.4万円 - 21.76万円 = -2.36万円$$

(3日目の正午までに委託証拠金2.36万円(現金又は代用有価証券)の追加差入れ必要)

- ⑨ ⑦の委託証拠金差入れ後、証拠金算定基準値段100円、原株の最終の約定値段11,700円となった場合  
差入証拠金=19.4万円(現金又は代用有価証券)

## 委託証拠金所要額の総額

$$\begin{aligned} &= (100円 + 11,700円 \times 12\%) \times 100株 \\ &\quad \times (1単位 - 0単位) \\ &= 15.04万円 \end{aligned}$$

## 受入証拠金の総額

$$= 19.4万円 \pm 0万円 = 19.4万円$$

## 総額の不足額

$$= 19.4万円 - 15.04万円 = 4.36万円$$

(委託証拠金4.36万円の引出し可能)

なお、株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引を並行して取引した場合、上記3つの例をそれぞれ合算して計算することになる。

